日本の神楽

全国神楽継承・振興協議会　会報（令和６年１月発行）

KAGURA

No.3

山梨 YAMANASHI

河口の稚児の舞
（山梨県富士河口湖町）

三重 MIE

御頭神事
（三重県伊勢市）

高知 KOCHI

土佐の神楽

池川神楽
（高知県仁淀川町）

永渕神楽
（高知県大豊町）

岩原神楽
（高知県大豊町）

目次

寄稿「神楽とは何か
　　－地域社会と神楽－」…… 2･3
正会員の神楽紹介　…… 4･5
特集「東日本大震災から10年の歩み」　…… 6
会長あいさつ　…… 7
令和5年度 関連事業の紹介…… 7
令和5年度下半期の活動報告 …… 8

神楽とは何か　－地域社会と神楽－

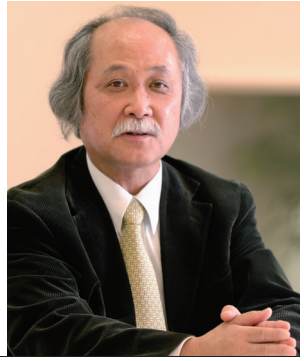

新谷　尚紀（国立歴史民俗博物館名誉教授）

神楽とは何か、それは歴史をさかのぼってみれば明らかです。古代天皇の霊威力を更新する鎮魂の儀を構成していた芸能です。宮中御神楽と呼ばれているものです。霜月中寅日の鎮魂・卯日の新嘗（大嘗）・辰巳日の豊明節会という一連の組立ての中の鎮魂の儀において、『古事記』や『日本書紀』の天岩戸神話の天鈿女の舞に由来する猨女の舞と宇気艤を衝く神遊びとが神楽でした。『古語拾遺』〔大同２年（807）〕にその関連記事があります。ただし、その律令鎮魂法が廃れていき、９世紀半ばに藤原良房が擁立した幼帝清和の時代からは「石上鎮魂法」へと変わりました。それは『先代公事本紀』の記す神武天皇即位と宇麻志麻治命の十種神寶の神話に由来する天皇の御服箱振動の所作を中心とする鎮魂法です。そうした変化の中で猨女の舞は失われていきました。10世紀の宮中では神楽とは琴師が和琴を弾き歌姫が宇気艤を衝く神遊びのこととなっていました。そしてその神楽が終わったあとに庭中で神祇佑たちが舞う倭舞が行なわれていました。『西宮記』、『北山抄』、『江家次第』などの有職故実書にそれらに関することが書かれています。

一方、８世紀末の桓武帝即位に由来する新たな園并韓神祭や平野祭では、神楽はその祭式の中にではなくそれに付属するものとして採り入れられていました。そのような宮中の祭儀以外に、有力な神社の祭式の付属として採り入れられていった神楽の例が石清水八幡宮や上賀茂下鴨両神社の神楽でした。しかし、神楽とはあくまでも天皇の鎮魂の儀における霊威力更新の宮中祭儀でしたから、平安中期の一条帝や後朱雀帝のときの内裏炎上と神鏡破損という天皇にとっての一大危機に直面すると、一世一代の即位大嘗祭における内侍所御神楽として再設定されました。その間やその後にも紆余曲折はありましたが、基本的にその内侍所御神楽の系譜を引いているのが現在の宮中御神楽です（新谷尚紀「大和王権と鎮魂祭」『国立歴史民俗博物館研究報告』第152集2009）。

その一方、神楽といえば国の重要無形民俗文化財に指定されている民間の諸神楽がふつうに知られている神楽です。それらもそのもとをたどれば、石清水八幡宮や上賀茂下鴨両社など神社に付属していた神楽からの拡散の延長線上にあるものといえます。それらは倭舞など芸能の部分が発展し膨張化したものです。春日社や美保神社など古い由緒を伝える神社の巫女舞や倭舞が系譜に属するといってよいのですが、神職や巫女の生活史の中では、古代中世の戦乱の世、近世の身分制社会を過ぎて生き延びてくる中で大きな変化がありました。記録には巫女は神子とも記されており、和歌山県の隅田八幡宮や島根県の美保神社でもその祭祀に奉仕していた神子の記録は残されています（新谷尚紀『氏神さまと鎮守さま』講談社選書メチエ 2017）。ルイス・フロイスの『日本史』の中にも、永禄８年（1565）の奈良春日社の若宮で巫女が神懸りの舞によって託宣する様子が記されています。

しかし、現在の神社の巫女舞はそのまま古くからのものではありません。神社祭祀の歴史には、古代中世の仏教神道の時代から明治の神仏分離政策や国家神道へという大きな変遷がありました（新谷尚紀『神道入門』ちくま新書2018）。そうした中でいま私が注目しているのは、高知県中土佐町の久礼八幡宮の御神穀祭で奉納されている佾と呼ばれる少女の神楽です。清楚な所作で神事に密接した巫女の神楽です（『久礼八幡宮御神穀祭調査報告書』2023）。それは芸能化、世俗化したものではなく、祭礼の中に構造的なその位置を占めている神事の一環としての神楽です。観客を相手とする芸能とはなっていません。

久礼八幡宮の神楽　鈴の舞

現在の民間諸神楽はそのほとんどが観客を相手にする芸能となっています。それらについて巫女神楽、採物神楽、湯立神楽、獅子神楽という仮の分類案も示されてきていますが、まだあいまいな分類案といわれています。

そこで、私は民俗と歴史の観点から一つの整理案としてABCという三つの枠を考えています。

まずAタイプ、伊勢神宮への奉納神楽から展開したといわれる太太神楽の流れです。獅子舞と曲芸とで構成され、年末年初に家々を回り門付けと厄祓いを行なうものです。それが江戸の町方へと広まり、おかめとひょっとこの芸も加わり、里神楽として流行しました。東京新宿区の神楽坂の地名もその神楽社中の存在に由来します。関東地方の農村部にも地域の民俗芸能としてその芸能が伝えられています。その獅子神楽の流れは東北地方にも広がっており、中世以来の山伏修験の影響も加わって山伏神楽、番楽、権現舞などに展開しています。

もう一つのBタイプ、それは出雲の佐太神社の「七座神事・神能・出雲神楽」という佐陀神能の中の出雲神楽の部分、つまり記紀神話の天岩戸開きや八岐大蛇などを脚色した神話劇、それからの流れです。中国地方や四国・九州地方の各地域の氏神の祭礼の中にそれが広がっています。

このAとBの二つの流れは近世以降の比較的新しい動向です。しかし、民間諸神楽にはもう一つ古い中世以来の仏教神道や陰陽道との混淆の中で生まれてきていたCの流れもあります。それを伝えたのは修験道系の山伏や陰陽道系の法者たちです。山伏は祈禱の神楽歌や祭文、そして湯立の行法や神楽舞や仮面舞を民間に広め、陰陽道系の法者も民間の神子と組んで託宣や祭文や神楽を広めました。法者と神子が組んだ神楽は中国・九州地方に伝えられていますが、新しいBの流れがその上にかぶさってきて、現在ではCの中世的な修験道系や陰陽道の古い要素と、Bの近世的な吉田神道系の新しい要素とが混淆しているのが現状です。中国地方の大元神楽や荒神神楽にはBの要素とCの要素の混淆がみられます。九州の高千穂神楽や椎葉神楽もそうですが、Bの流れの底流にはCの流れがあります。中部地方や東北地方の神楽も同様です。

石見大元神楽　神懸かり（萩原秀三郎氏撮影）

石見大元神楽　四方固め

令和6年（2024）を迎えた現在、少子高齢化と農山村部の人口減少による神楽の伝承の危機という現状があります。私が若いころ昭和56年（1981）に拝観した島根県旧桜江町の大元神楽、昭和58年（1983）に拝観した広島県旧西城町の荒神神楽、いずれもその後の追跡調査によると後継者難となっています。その一方、出雲神楽は石見神楽や広島神楽という演劇性の豊かな神楽へと展開して集客力もあり活発な活動をしています。ただし、衰退化する神楽も活発化する神楽も、その基本はいずれも後継者の問題だという点は同じです。

過疎化の山間地域でも、宮崎県の高原神舞のように近現代史の中でその継承のために演目の取捨選択や担い手の調整という工夫がなされてきていました（大山晋吾「宮崎県下の神楽の伝承と現在」『民俗伝承学の視点と方法』吉川弘文館2018）。また、地域の若者だけでなく、ネット情報などを活用して地域の力と外部の力との交流が有効な時代となってきています。見学と体験から自分も参加してみたいという外部の人もきっといます。音感がよい、舞いの上手、という子どもたちが日本各地にたくさんいることを私たち民俗学者はよく知っています。彼らにぜひ芸能伝承の上での「火をつけて」あげたいものです。

プロフィール
新谷 尚紀（しんたに たかのり）
1948年、広島県生まれ。専門は民俗学・民俗伝承学、学位は社会学（博士）。早稲田大学大学院文学研究科日本史学専攻博士後期課程単位取得。国立歴史民俗博物館教授、国立総合研究大学院大学教授、國學院大學教授を歴任。『柳田民俗学の継承と発展』（吉川弘文館、2005年）、『伊勢神宮と出雲大社』（講談社、2009年）、『神社の起源と歴史』（吉川弘文館、2021年）など、著書多数。

すぎさわひやま

杉沢比山（山形県）

翁

杉沢比山は、山形県飽海郡遊佐町杉沢に伝わる番楽で、毎年、8月6日「仕組」、15日「本舞」、20日「神送」の三晩に村の鎮守である熊野神社へと奉納されます。この熊野神社はもともと「鳥海山二之王子熊野権現」と呼ばれ、鳥海山を修験の地とする修験者が、修行のため入峰した際の二之宿とされていました。

杉沢比山の発生については、はっきりとした記録は残されていません。能楽大成以前の古い様相を残すことから少なくとも鎌倉時代頃まで遡ると考えられ、鳥海修験の隆盛と衰微の変遷を経るなかで、いつしか修験者から村人の手に受け継がれたものと思われます。

「比山」は「ひやま」と読みますが、言葉の意味ははっきりと解明されていません。山形県の中央部にある月山に対して鳥海山を「日山」と見立てた時代があり、「日山」に伝わる番楽という意味で「日山（比山）番楽」と呼称したのではないかという説もあります。

景政

曲目はもともと24曲ありましたが、現在行われている曲は「番楽」「みかぐら」「翁」「三番叟」「景政」「蕨折り」「曽我」「鳥舞」「景清」「橋引」「大江山」「しのぶ」「高時」「猩々」の14曲で、全曲を演じると4時間ほどかかります。杉沢比山は、番楽の中でもすっきりと洗練されたユニークな美しい型、水際立った鮮やかな舞い振りを見せる芸術的価値の高いものと評価されており、現在は舞手、囃し手から構成される杉沢比山連中によって継承されています。

わしのみやさいばらかぐら

鷲宮催馬楽神楽（埼玉県）

鷲宮催馬楽神楽は、埼玉県久喜市鷲宮1丁目の鷲宮神社に伝わる神楽で、土師一流催馬楽神楽とも称します。「催馬楽」とは、平安時代に流行した歌謡の一種で、この催馬楽を神楽に取り入れたことから、催馬楽神楽と称しています。

江戸の里神楽の基礎となった関東神楽の源流とされており、鎌倉幕府の歴史書『吾妻鏡』には建長3年（1251）に鷲宮神社で神楽が行われたという記事がありますが、現在行われている神楽は、享保11年（1726）に鷲宮神社大宮司の大内国久によって12座に再編されたものです。この12座のほかにも番外などの3つの演目が現在行われています。

第四座　降臨御先猿田彦鈿女之段（猿田彦）

第六座　八州起源浮橋事之段（浮橋）

鷲宮催馬楽神楽の特徴は、舞踏的な要素が強く、演劇的な要素がほとんどみられない、古来からの形式を守り通している点にあります。また、神楽の演目の大半は、『古事記』や『日本書紀』の神話を題材とした内容で、多くの演目で面をつけ、採物を持った舞人が舞います。一曲一座形式の神楽で、1人で舞う演目は少なく、2人以上で舞う連舞が多くなっています。舞人は、舞台の中心から常に対称の位置で舞うことが多く、シンメトリー（対称性）が美しい神楽とされています。舞の型には、四方固めや三度などといった宗教色の濃い動作が含まれており、古い祭りの儀式や作法を偲ばせます。

鷲宮催馬楽神楽は、鷲宮神社の祭礼にあわせて年6回行われるほか、久喜市八甫の鷲宮神社でも年1回行われています。

たましきじんじゃかぐら

玉敷神社神楽（埼玉県）

戸隠しの舞

当神楽は埼玉県加須市騎西に鎮座する玉敷神社に伝わる神事芸能で、平成20年（2008）3月に国の重要無形民俗文化財に指定されました。玉敷神社は延長5年、西暦927年の「延喜式神名帳」に名を載せる、当地方きっての古社でもあります。

神楽の起源は定かではありませんが、神社に伝わる史料によりますと、今から300年程前の享保（1716～1736）年間に神楽執行の記述が見えます。また、正保（1644～48）の元号を記す神楽面があることなどから、その発生は江戸時代初期に遡るものと思われます。

当神楽の特色としては、舞台上にある四隅の柱を規則的に廻る、「四方固め」という様式的な舞い方が最大の特徴です。演目は番外と余興を含めて18座。「大太鼓」「かっ鼓」「笛」の3つの楽器で奏演されます。

神楽師は戦前まではすぐ隣の集落である「正能地区」の氏子によって世襲的に継承されてきました。その後、慢性的な後継者難を解消するため地域外からも希望者を募り、平成以降は女性も加わって現在14名（内5名女性）が伝承に励んでいます。

なお、神楽を奉納する神楽殿は天保7年、西暦1836年の建立で、今では珍しい茅葺きの三方吹き抜け式構造となっています。

奉納日　2/1　5/5
7/15　12/1
何れも午後から

玉敷神社神楽殿（加須市指定有形文化財）

えどさとかぐら

江戸の里神楽（東京都）

江戸の里神楽は、神職や神楽を専門に行う「神事舞太夫」によって、江戸や近隣各地の神社祭礼で演じられてきたものです。関東に伝来した出雲流の神楽が源流とされ、文化・文政年間（1804～1830）に江戸で流行した京都の壬生狂言や、能・歌舞伎の影響を受けたと考えられています。これにより芝居の要素が強まり、囃子は賑やかに、衣装も華やかに、娯楽性の高い現在につながる江戸の里神楽が成立しました。

江戸時代後期には多くの見物客を惹きつけ隆盛しましたが、明治維新に際して多くの社中が衰退してしまいました。現在では、若山（台東区）、間宮（品川区）、松本（荒川区）、山本（稲城市）の4社中などが活動を継承しています。

江戸の里神楽は、一定の神社にのみ附属するものではなく、各地の神社等に依頼され、祭礼時に神楽殿等で演じられてきました。上演する演目は、神話を題材として話の筋に脚色を加えたものが多く、面を付けて台詞のほとんど無い黙劇で演じられます。

江戸の里神楽は近世の江戸という大都会において、神に奉納する神楽としての意義を保ちつつ、強い演劇性を盛り込んだ芸能として発展してきました。各時代に即応した工夫を重ねながら祭礼の神賑として演じられ、娯楽の対象として広く一般の支持を得て、今日に継承されています。

特集

東日本大震災から10年の歩み

～雄勝法印神楽の復興～

阿部 久利（雄勝法印神楽保存会事務局長）

宮城県石巻市の東端に位置する石巻市雄勝町に伝承され、約600年以上の歴史があるといわれている雄勝法印神楽は、羽黒派の修験によってこの地に伝えられたといわれており、明治に発令された神仏分離以降は神社に受け継がれ、現在は雄勝法印神楽保存会に継承されております。

神楽は、十五浜村と呼ばれた雄勝町のかつての村社単位で行われる例大祭により奉納され、地域住民にとってはハレの日の象徴であり地域の誇りでもあると言えます。

毎年待ち望む例大祭での神楽は、これからもずっと穏やかに継承されて皆に愛され続けると誰もが思っていました。

それをことごとく破壊した2011年３月11日の東日本大震災。あの時の衝撃は今も忘れることはありません。

そして、それでも今日ここに祭りと雄勝法印神楽があることを最初にお伝えし、これまでの軌跡を綴らせていただきます。

東日本大震災における石巻市の被害は甚大で、死者・行方不明者は約3,500件、避難所は259か所開設され、約50,000人が避難しました。

住まいの被害を表す罹災状況は、全壊が約20,000棟、大規模半壊・半壊が約13,000棟であり、約45％が住まいに大きな被害受け、そのほとんどは津波によるものでした。

その中でも雄勝町は、リアス式海岸で外洋と大きくくびれた入り江の町であり、多くの住民が住む平坦地が極端に少なく可住地面積は4.6％しかないその地形から、入り江に沿って津波が集中し壊滅的な被害があった地区の一つで、当時の雄勝町の人口約4,000人のうち173人が亡くなり、今も70人が行方不明です。（令和５年９月末現在）

雄勝法印神楽保存会は、これにより会長が亡くなり、神楽道具のほとんどを失い、各地区が被害に遭ったことにより、神楽を舞う機会も場所も失ったのです。

そんな状況下、神楽師たちが集まった会合で、「皆、生活の再建に必死だけど何年かして、ふと振り返った時に神楽が廃絶していて悲しい思いをするのではないか？」との意見が出されたことをきっかけに、私たちは早期の神楽復活に舵を切ったのでした。

そして、背中を押すように、避難所にいる方から「神楽が見たい」と次々に声が寄せられ、2011年５月28日に第１回おがつ復興市での公演を行ったのです。

失った神楽幕代わりのブルーシート、流されて戻ってきた太鼓、わずかに残った道具と借りてきた道具で奉納した神楽でしたが、被災しながらもその公演を見に来てくださった皆様の真剣なまなざしに、「私たちは神楽師であって良かった。」と思うに十分すぎるものでした。

以降、道具の再生を行いながら、地域の情報発信の飛び道具として沢山の県外公演を行い、民俗芸能による復興、再建の旗印として活動を続けてきました。

これには、活動に際し沢山のご支援があってのことだと、一同心から感謝しております。

2011年５月28日 復興市

あれから10年。
雄勝町には今年も里々に神楽囃子が響きます。
多くの皆様のお力添えで再生した道具によって。
そして何より、地域の皆様の神楽愛によって。
私たちは、この出来事を未来永劫語り継ぐでしょう。
神楽が心の縁になることを。

法印神楽のブログ　https://ameblo.jp/kumokitakami/
団体のホームページ　http://houinkagura.sakura.ne.jp/
団体の公式Ｘ（旧 Twitter）　雄勝法印神楽な奴ら @hoinkagura

会員の皆さまへ

全国神楽継承・振興協議会会長　**後藤　俊彦**

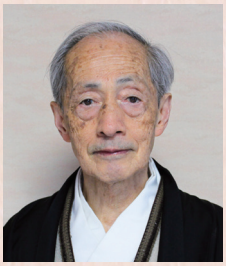

このたびの能登半島地震により、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申しあげますとともに、被災された方々に心からお見舞を申しあげます。

会員の皆様には謹んで新年のお慶びを申しあげます。

上古、天岩戸開きに際して、天鈿女命が舞ったのが起源とされるお神楽は、わが国の芸能のルーツともいわれております。全国に4,000以上もあるといわれる神楽はそれぞれの風土や歴史に彩られ、地域の安寧と繁栄を祈る重要な行事としての役割も果たしております。しかし、近年の少子高齢化や過疎化のなかで神楽の存続と継承は極めて困難な状況になり、その克服のために結成されたのが全国神楽継承・振興協議会であります。当面の目標として後世に伝えてゆくべき重要な文化遺産としてユネスコ無形文化遺産登録を目指しております。皆様のご理解とご協力により本会への参加団体も90％に達しました。会員各位の更なるご協力をお願いし、あわせて皆様のご健勝と各保存会の御発展をお祈り申しあげます。

令和５年度 関連事業の紹介～宮崎県の取り組み

「みやざき子ども神楽大会2023」

令和５年11月19日、神楽を学ぶ子どもたちが舞いを披露する催しを、宮崎市内で開きました（宮崎県教育委員会主催）。この大会は、担い手の高齢化や減少が課題となっていることから、若い世代に神楽の魅力を伝えていくことを目的に行っています。

出演したのは、今泉神楽保存会（宮崎市清武町）の小学生たちと、風田神楽保存会（日南市）の指導を受けている宮崎県立日南くろしお支援学校高等部の生徒たちです。

今泉神楽では、「鬼神舞」のほか、くわやすきを模した道具を持ち、稲作や林業を表現する「作祈禱舞（サキト舞）」を表情豊かに舞いました。

また、風田神楽では、襷（たすき）から剣に採り物を変えていく勇壮な「剣舞（つるぎまい）」や天照大神を導き出す岩戸開きを表現した「手力（たぢから）」などを披露しました。

当日は、家族連れなどの多くの人々が来場され、出演者の子どもたちに大きな拍手を送っていました。宮崎県教育委員会では、来年度以降も引き続き、子どもたちが舞う神楽大会を開催する予定です。

今泉神楽「作祈禱舞（サキト舞）」

風田神楽「御笠四人舞」

風田神楽「出羽鬼神舞」

風田神楽「剣舞」

風田神楽「手力」

令和５年度 全国神楽継承・振興協議会活動報告（其ノ二）

全国神楽継承・振興協議会の令和5年度下半期の活動についてご報告します。

まず、本年度総会にて了承されました本会規約第12条に基づく顧問は、公益社団法人全日本郷土芸能協会理事長の星野紘様、全国民俗芸能保存振興市町村連盟会長の坂本健様から承諾書が届き、正式に就任していただきました。

次に、未加入団体の訪問について、令和５年10月４日に山梨県の河口の稚児の舞保存会、山梨県及び富士河口湖町の皆さまに対し、全国組織の目的や活動などについて説明し、意見交換を行いました。そして、11月８日には、文化庁（文化資源活用課及び文化財第一課）に同行し、すでにユネスコ無形文化遺産に登録されている佐陀神能保存会、島根県及び松江市の皆さまと意見交換を行いました。さらに、12月23日には三重県の伊勢大神楽講社と三重県及び桑名市の皆さま、令和６年１月31日には愛知県の北設楽花祭保存会と愛知県及び東栄町・設楽町・豊根村の皆さまに説明し、意見交換を行いました。

新たに会員となられた皆さまを紹介します。令和5年11月に、山梨県の河口の稚児の舞保存会が正会員として、関係自治体である山梨県及び富士河口湖町が特別会員として加入されました。同年12月には、北海道の「松前神楽」の福島町松前神楽保存会が正会員として、小樽市・函館市・福島町が特別会員として加入されました。さらに、令和６年１月には三重県の「御頭神事」保存団体である高向区と、関係自治体の伊勢市にもご加入いただきました。令和6年1月末現在で、国指定重要無形民俗文化財40神楽のうち37神楽の保存団体の皆さまが正会員となり、加入率は９割を超えました。

今後は、２月をめどに本協議会のホームページを立ち上げるなど、会員の皆さまの情報や会の活動とともに、神楽の魅力を世界に届けられるよう継続的に取り組んでいきます。

令和５年度下半期（10 ～ 3月）全国神楽継承・振興協議会の活動及び予定一覧

月	日（曜日）	活動内容	事項	所在地・会場など	協議会関係者
10月	4日（水）	河口の稚児の舞保存会訪問	未加入団体への説明及び意見交換	山梨県富士河口湖町	事務局（２名）
11月	8日（水）	佐陀神能保存会訪問	文化庁による説明 未加入団体への説明及び意見交換	島根県松江市 佐太神社	宮崎県教育庁文化財課長 ほか１名
12月	23日（土）	一般社団法人伊勢大神楽講社訪問	未加入団体への説明及び意見交換	三重県桑名市	事務局（２名）
1月	31日（水）	北設楽花祭保存会訪問	未加入団体への説明及び意見交換	愛知県北設楽郡東栄町	事務局（２名）
		会報第３号発行	寄稿、特集、会員紹介、全国協議会の活動報告など		
2月	上旬頃 ※予定	全国神楽継承・振興協議会ホームページの開設			

県主催事業を中心とする宮崎県内の取組

月	日（曜日）	活動内容	事項	所在地・会場など	協議会関係者
11月	12日（日）	「米良の神楽」 国指定神楽祭り	令和５年３月に「米良の神楽」が国指定重要無形民俗文化財の追加指定を受けたことから、銀鏡神楽をはじめとする６神楽が一堂に会し記念公演を実施	宮崎県児湯郡西米良村	宮崎県教育長 宮崎県教育庁文化財課長 ほか３名 ※米良の神楽連絡協議会主催事業
	19日（日）	みやざき子ども神楽大会	今泉神楽（宮崎市）と風田神楽（日南市）を、子どもたちが舞手となって公演 風田神楽は、保存会の指導を受けた宮崎県立日南くろしお支援学校の児童・生徒たちが披露	宮崎県防災庁舎前広場	宮崎県教育長 宮崎県教育庁文化財課長 ほか３名
2月	25日（日）	宮崎県内神楽保存団体と関係自治体の会合	①県内の神楽保存団体代表者及び自治体職員による意見交換 ②事例発表とグループ協議	宮崎県防災庁舎	宮崎県内の協議会正会員 宮崎県教育庁文化財課 ほか

編集後記

会報第３号をお届けします。

本号では、国立歴史民俗博物館名誉教授の新谷尚紀（しんたにたかのり）様より、「神楽とは何か－地域社会と神楽－」と題してご寄稿いただきました。また、特集として、雄勝法印神楽（おがつほういんかぐら）保存会事務局長の阿部久利（あべひさとし）様より、平成23年（2011）の東日本大震災の被害からの復興と、神楽の保存・継承に向けて取り組んでいる保存会及び地域の姿についてご報告いただいています。

会員のご紹介として、まず表紙には、新たに正会員となられた「河口（かわぐち）の稚児（ちご）の舞（まい）」（山梨県）、「御頭神事（おかしらしんじ）」（三重県）、「土佐（とさ）の神楽（かぐら）」（高知県）のうち「岩原（いわはら）・永渕神楽（ながふちかぐら）」及び「池川神楽（いけがわかぐら）」の写真を掲載しております。さらに、北から紹介しております正会員の神楽紹介では、「杉沢比山（すぎさわひやま）」（山形県）、「鷲宮催馬楽神楽（わしのみやさいばらかぐら）」・「玉敷神社神楽（たましきじんじゃかぐら）」（いずれも埼玉県）、「江戸の里神楽（えどさとかぐら）」（東京都）の各保存団体及び関係自治体の皆さまに、紹介文と写真提供のご協力をいただきました。

昨年12月18日に開かれました国の文化審議会において、ユネスコ無形文化遺産の提案候補として、「書道」が選定されました。このことにより神楽のユネスコ無形文化遺産登録目標は、最短で令和10年度（2028年度）となりましたが、これからも引き続き、新たな仲間を増やしながら、会員の皆さまとともに課題の解決に向けて取り組んでまいりますので、さらなるご協力をお願いいたします。

KAGURA No.3
発行日　令和6年（2024）1月31日
発行者　全国神楽継承・振興協議会事務局（宮崎県教育庁文化財課内）〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号 電話(0985)26-7250（文化財担当）
印刷　株式会社イースト朝日